

2010年度版環境基本計画年次報告書に対する市民意見とその対応措置

環境施策の計画的な推進や適切な環境配慮の実施等について、その実効性を担保していくため、環境基本条例において設けられた環境調整会議、環境審議会、年次報告書の公表等の制度に基づき、進行管理を図っています。

点検・評価の内容は、環境調整会議等に報告するとともに、年次報告書に対して市民から提出された意見については、市の対応措置を取りまとめ、公表を行っています。

2010年度版環境基本計画年次報告書に対する市民意見の概要並びにこれらに対する市の対応措置の概要是、次のとおりです。

■2010年度版環境基本計画年次報告書への市民意見及び対応措置の概要

1 健康な市民生活が営める安全なまちに向けて

項目	市民意見要旨	対応措置
大気	今後、大量の住宅等の解体によりアスベストによる大気の汚染、また土壌汚染等が心配されます。日頃から、市民への啓蒙を進めてもらいたい。	住宅等の解体時のアスベスト飛散防止については、従来から大気汚染防止法により対策を講じてきましたが、本市では、2011年3月に「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する保全に関する条例」を改正し、床面積の合計が80m ² 以上の建築物の解体時において、法対象外のアスベスト含有成形板の解体についても、事前の届出義務や作業基準等を定めました。今後はこの規定により監視体制を強化し、アスベストの飛散防止対策を進めています。
大気	光化学オキシダントについて、環境基準が全局で達成されておらず、1局でも早期に達成できるように対策を強化すること。	広域的な大気汚染物質である光化学オキシダントの発生メカニズムは複雑であり、全国的にも光化学オキシダントの環境基準達成率は、非常に低い状況です。環境改善を図るためにには、主な原因物質である窒素酸化物と揮発性有機化合物（VOC）について、削減対策をすすめるとともに、広域での対策・検討が不可欠であるため、近隣自治体と連携を図りながら、対策の検討を進めていきたいと考えています。
大気	健康被害対策の充実について、市内のぜん息患者数は増加傾向の実態があり、予防・対策を充実させること。	本市では、アレルギー対策の一環として、ぜん息患者の早期治療を支援し、健康の回復及び福祉の増進を図ることを目的とした成人ぜん息患者医療費助成制度を実施しており、今後も、継続して患者さんが安心して治療を受けられる体制作りに努めてまいりたいと考えております。
大気	二酸化窒素濃度は、2010年度に全測定期で対策目標値を達成するところを、自排局9局のうち3局が達成していない。全測定期達成の目途及び対策を示すこと。（2007年度は7局が達成している実績がある。） また、対策目標値は「0.04～0.06ppm のゾーン内」であることから、下限値の0.04ppm を達成するためにも必要である。	川崎市環境審議会答申(2009年2月)に沿って、2015年までのできるだけ早期に全測定期で二酸化窒素の対策目標値を達成することを目指しています。交通環境対策としては、2010年4月からの「エコ運搬制度」の施行や局所汚染対策に係る調査・検討、環境ロードブライシング拡充要請等を進めているなかで、国においても「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方」について検討が開始されています。工場・事業場対策としては、工場・事業場への監視指導をこれまでどおり徹底するとともに、2010年5月には環境性能に優れた燃焼施設の導入促進に向けた制度を実行しています。
大気	測定法の変更・開始と関連し、窒素酸化物やPM2.5の測定値のうちゼロ値やマイナス値が見られるることは、およそ常識的に考えられないことです。これは全国的な問題ですが、市民の納得が得られるよう原因と背景の究明を進めるべきです。	環境大気常時監視マニュアル（環境省水・大気環境局）に記載されているとおり、自動測定機の測定値には一定の誤差が許容されており、測定対象物質の環境濃度が非常に低い場合、その誤差のためゼロ値やマイナス値が出現することがあります。今後とも、同マニュアル等に従った適正な測定に努めてまいります。

項目	市民意見要旨	対応措置
大気	市の成人ぜん息医療費助成制度は、アレルギー対策として実施していることですが、気管支ぜん息等呼吸器疾患による健康影響は、現状の大気汚染が主要原因になっていることをはっきり認めるべきです。市内の、大気汚染と健康被害に因果関係があることは、川崎公害裁判の判決が示しており、市の関与も認定されているはずです。もう1つ、公害対策と被害者対策の連携が見られないのは残念です。	本市では、アレルギー対策の一環として、ぜん息患者の健康の回復及び福祉の増進を目的とした成人ぜん息患者医療費助成制度を実施しております。 気管支ぜん息と大気汚染の関係につきましては、現在、国の「環境保健サーベイランス調査」や本市の「大気汚染による健康影響調査」など、呼吸器疾患との関連を解明するための調査が行われておりますが、いまだ大気汚染と呼吸器疾患との関連性は認められていないのが現状です。 平成17年度から21年度にかけて国が実施した自動車排ガスと呼吸器疾患の関連についての調査である「そらプロジェクト」の調査結果の分析と解析が、平成22年度から行われておりますので、今後、公表される結果を注視してまいりたいと考えております。
大気	二酸化硫黄は、前年度に続いて短期的評価では一般局1局が達成されていない。実態を明らかにし原因・対策を示すこと。	二酸化硫黄の高濃度出現時は、高濃度を示した測定局及び近傍の現地調査を行うとともに、風上にあたる臨海部の大手工場等のSOx排出量データを把握し、法条例に基づく排出基準超過の有無及びばい煙発生施設等の管理状況について確認しております。 また、風上側には東京湾がありますが、船舶ばい煙の影響を把握することが極めて困難な状況にあり、原因究明には至っておりません。
大気	浮遊粒子状物質濃度は、一般局全局で対策目標値を達成とあるが、短期的評価では前年度一般局全局で達成したものの今年度は1局（大師）が達成していない。また、通常、一般局より濃度が高いとされる自排局が全局達成と逆転している。原因と対策を示すこと。	浮遊粒子状物質の対策目標値の短期的評価(1時間値0.2mg/m ³)が達成されなかった原因是、黄砂によるもので、市内及び周辺自治体全域で高い濃度レベルにありました。 浮遊粒子状物質の濃度は、工場、自動車等の対策の推進により改善され、近年では年平均値でみると、一般局と自排局の濃度差がほとんどなく、低濃度で推移しています。低濃度の状況において、黄砂等の広域な高濃度の影響を受けたため、一部の一般局が自排局よりも高濃度になったものと考えています。
大気	二酸化窒素の対策目標値を達成するための追加対策について、川崎市環境審議会の答申(2009年2月)に基づいて対策の強化と効果を明確にしていくこと。	二酸化窒素の対策の強化につきましては、川崎市環境審議会答申に沿って、交通環境対策としては、2010年4月からの「エコ運搬制度」の施行や局所汚染対策に係る調査・検討、環境ロードプライシング拡充要請等を進めているなかで、国においても「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方」について検討が開始されています。工場・事業場対策としては、2010年5月に環境性能に優れた燃焼施設の導入促進に向けた制度を実行しています。 対策の効果につきましては、二酸化窒素の環境濃度又は排出量の推移を把握することで評価できるものと考えています。
大気	大気汚染公害対策は、引き続き市民の生命と健康・環境を守るために重要な課題です。 二酸化窒素については、環境基準の下限値(日平均値0.04PPM)はもちろん、本市の環境目標値(日平均値0.02PPM)の早期達成に向けて、固定及び移動発生源対策を強力に推進する必要があります。また同時に、改善が見られない光化学スモッグの解消についても対策を強める必要があります。	川崎市環境審議会答申(2009年2月)に沿って、交通環境対策としては、2010年4月からの「エコ運搬制度」の施行や局所汚染対策に係る調査・検討、環境ロードプライシング拡充要請等を進めているなかで、国においても「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方」について検討が開始されています。工場・事業場対策としては、法条例に基づく監視・指導を継続するとともに、2010年5月に環境性能に優れた燃焼施設の導入促進に向けた制度を実行しています。 このような対策の進展により対策目標値の全局達成が実現した後は、上記答申も踏まえ、達成の状況が継続的・安定的に維持されるよう、長期的かつ総合的な視野に立って対策を継続し、対策目標値の下限値の0.04ppm又はそれ以下を目指すこととしています。 光化学オキシダント対策としては、上記のNO _x 対策を進めていくとともに、VOCの排出削減に向けて、「川崎市VOC排出抑制取組ガイド」により事業者の自主的取組の促進・支援を図っていきます。また、広域での対策・検討が不可欠であるため、近隣自治体と連携を図りながら、対策の検討を進めていきたいと考えています。

項目	市民意見要旨	対応措置
大気	粒子状物質対策については、重点がSPMからPM2.5に移ってきました。PM2.5の測定機を、早期かつ計画的に市内全局に設置するとともに、環境基準達成にむけた段取りと対策を進めるべきです。	法に基づく常時監視として、平成23年4月からは、市内6地点で自動測定機による測定を行っており、2011年度中に自動測定機を3台増設する予定です。また、法に基づく成分分析調査も3地点で実施する予定です。 対策については、PM2.5の実態把握が重要であることから、今後の法に基づく成分分析調査の結果、国等による解析調査結果などを踏まえて、国及び周辺自治体と連携して対策を検討していきたいと考えています。
大気	浮遊粒子状物質について、対策目標値の短期的評価では達成されなかった一般局（大師）の原因と対策を明らか（工場・自動車・船舶・航空物等や景気の動向で対象物の増減に左右されないこと）にして、空気の汚れ対策の後退することのないようにすること。	浮遊粒子状物質の対策目標値の短期的評価(1時間値0.2mg/m ³)が達成されなかった原因は、黄砂によるもので、市内及び周辺自治体全域で高い濃度レベルにありました。 今後とも発生源対策を着実に推進して、浮遊粒子状物質の対策目標値の達成・維持に努めています。
大気	浮遊粒子状物質について、対策目標値の長期的評価は全局達成しているので（自排局も含めて）、今後も維持しつつ、新しい課題であるPM2.5についても対策を強化すること。	今後とも発生源対策を着実に推進して、浮遊粒子状物質の対策目標値の達成・維持に努めています。 法に基づく常時監視として、平成23年4月からは、市内6地点で自動測定機による測定を行っており、2011年度中に自動測定機を3台増設する予定です。また、法に基づく成分分析調査も3地点で実施する予定です。 対策については、PM2.5の実態把握が重要であることから、今後の法に基づく成分分析調査の結果、国等による解析調査結果などを踏まえて、国及び周辺自治体と連携して対策を検討していきたいと考えています。
大気	浮遊粒子状物質について、対策目標値の長期的評価は全局達成しているので（自排局も含めて）、今後も維持しつつ、新しい課題であるPM2.5についても対策を強化すること。	今後とも発生源対策を着実に推進して、浮遊粒子状物質の対策目標値の達成・維持に努めています。 法に基づく常時監視として、平成23年4月からは、市内6地点で自動測定機による測定を行っており、2011年度中に自動測定機を3台増設する予定です。また、法に基づく成分分析調査も3地点で実施する予定です。 対策については、PM2.5の実態把握が重要であることから、今後の法に基づく成分分析調査の結果、国等による解析調査結果などを踏まえて、国及び周辺自治体と連携して対策を検討していきたいと考えています。
大気	浮遊粒子状物質について、PM2.5の環境基準が決まり、自動測定機の設置も具体化していく中で事前対策を考えられているようですが、国とも連携して早期に基準達成をめざすこと。	今後とも発生源対策を着実に推進して、浮遊粒子状物質の対策目標値の達成・維持に努めています。 法に基づく常時監視として、平成23年4月からは、市内6地点で自動測定機による測定を行っており、2011年度中に自動測定機を3台増設する予定です。また、法に基づく成分分析調査も3地点で実施する予定です。 対策については、PM2.5の実態把握が重要であることから、今後の法に基づく成分分析調査の結果、国等による解析調査結果などを踏まえて、国及び周辺自治体と連携して対策を検討していきたいと考えています。
大気	環境の監視の充実について、PM2.5測定装置が設置されており、その状況についても記載すること。	ご指摘のとおり、今後、市の環境基本計画年次報告書に、PM2.5測定状況等についても掲載していきます。
大気	「川崎市における大気中微小粒子状物質(PM2.5)の濃度推移及び実態調査」について、国の環境基準の告示(2009年9月)前に、川崎市として先行し実情把握に取り組んでいることは評価する。今後の原因追及・対策におおいに活用して効果を上げてほしい。	法に基づく常時監視として、平成23年4月からは、市内6地点で自動測定機による測定を行っており、2011年度中に自動測定機を3台増設する予定です。また、法に基づく成分分析調査も3地点で実施する予定です。 対策については、PM2.5の実態把握が重要であることから、今後の法に基づく成分分析調査の結果、国等による解析調査結果などを踏まえて、国及び周辺自治体と連携して対策を検討していきたいと考えています。

項目	市民意見要旨	対応措置																																																																																																																								
大気	自動車からの粒子状物質の排出量について、前回報告書と同様に2005年度データを使用している。これより新しいデータが示せる予定を示すこと。	自動車の浮遊粒子状物質排出総量につきましては、2011年度での算出を計画しており、2012年度版において更新する予定です。																																																																																																																								
建造物影響	大規模開発に対する、「戦略的環境アセスメント」の導入の可能性について検討中のことですが、計画の中止を含めどのように検討しているのか、具体的に明らかにしてもらいたい。	国の戦略的アセスメント導入ガイドラインに対応するため、環境影響評価に関する条例に基づく環境配慮計画書のあり方及び環境影響評価法の改正を踏まえ、導入の可能性について検討しております。																																																																																																																								
建造物影響	高層建築物の乱立は、日影や風害・電波障害はもちろん防災・景観・地域経済など多くの問題を抱えています。もっと、事前に住民合意を進めてやるべきです。なお、現在の高層建築物の数量（階層ごとを含む）について、区別に示してもらいたい。	<p>本市では、建築行為及び開発行為に関する総合的な調整を図ることを目的とした「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例」を定め、建築等に係る計画の事前公開や、近隣関係住民からの要望書や意見書の提出、公共施設の管理者等との協議などにより、市民、事業者及び市の相互の理解及び協力を推進するための手続きを設けております。</p> <p>2010年度の同条例に基づく階数6以上の申請件数（なお、川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例に基づく申請件数を含みます。）は、以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 ／ 階 数</th><th>川 崎 区</th><th>幸 区</th><th>中 原 区</th><th>高 津 区</th><th>宮 前 区</th><th>多 摩 区</th><th>麻 生 区</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>6</td><td>2</td><td>6</td><td>9</td><td>1</td><td>4</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>7</td><td>2</td><td>3</td><td>8</td><td>3</td><td></td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>8</td><td>7</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>4</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>3</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>3</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>19</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>28</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>29</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>57</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>・階数は地上階数</p>	区 ／ 階 数	川 崎 区	幸 区	中 原 区	高 津 区	宮 前 区	多 摩 区	麻 生 区	6	2	6	9	1	4	1	1	7	2	3	8	3		1	1	8	7		1					9	4		1			1		10	4	4	4			1		11	3	1						12	1							13	2	1	1		1			14	3			1				15	1	1						19	1							28	1							29	2							57			1				
区 ／ 階 数	川 崎 区	幸 区	中 原 区	高 津 区	宮 前 区	多 摩 区	麻 生 区																																																																																																																			
6	2	6	9	1	4	1	1																																																																																																																			
7	2	3	8	3		1	1																																																																																																																			
8	7		1																																																																																																																							
9	4		1			1																																																																																																																				
10	4	4	4			1																																																																																																																				
11	3	1																																																																																																																								
12	1																																																																																																																									
13	2	1	1		1																																																																																																																					
14	3			1																																																																																																																						
15	1	1																																																																																																																								
19	1																																																																																																																									
28	1																																																																																																																									
29	2																																																																																																																									
57			1																																																																																																																							

2 うるおいとやすらぎのある快適なまちに向けて

項目	市民意見要旨	対応措置
緑	川崎市の緑化や緑地の保全が、着実に進んでいることは大いに評価できますが、市内の残り少ない樹林地や農地を保全することに、引き続き格段の行政力を發揮して欲しい。また、市南中部における用水や河川の復元について、自動車交通量対策等と結びつけて検討を進めて欲しい。	本市では、今後とも都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の制度等を活用しながら、市内に残された樹林地の保全に取り組んでまいります。

項目	市民意見要旨	対応措置
緑	<p>工場の緑化率は、敷地面積 10% の目標が達成されてかなりの年月を経過しています。この目標は、既設工場に適用されてきたものであり、新設時の目標（環境アセス）と勘案しちゃっと引き上げることを検討すべきです。</p> <p>また、運河を自然的環境に含める点は分からぬわけではないが、それならもっと緑化と結びつけた対策を進めるべきです。工場跡地が発生すると、すぐに住宅の建設というような、従来の街づくりのあり方は是正されなければなりません。</p>	<p>本市では緑豊かなまちづくりに寄与することを目的として、事業所と「川崎市みどりの事業所の推進に関する協定」を締結し、事業所敷地 10% の緑化目標を設置して事業所の緑化を推進しております。</p> <p>現在、協定締結事業所の緑化率は平均 10% を越えていますが、既設工場については大規模な新設緑地を創設することが困難であり、緑化率の大幅な増加は現実的に難しい状況にあります。そのような事業所に対しては、敷地内の残されたスペースや屋上等のスペースに緑化を推進するよう働きかけを続けて参ります。</p> <p>運河については、ヒートアイランドの緩和、景観形成、水生生物の生育空間として重要な環境資源であるため、緑の基本計画では運河を自然的環境資源と捉え、「臨海のもりづくり」緑化構想の作成など、運河を含めた臨海部の緑化施策を展開しております。今後も臨海部の緑環境の改善に向けた取組を推進してまいります。</p> <p>また、高度なものづくり技術を持つ製造業の集積を背景に、研究開発型都市として発展していくため、生産機能の高度化、都市型新産業の創出と産業集積構造の維持を図る取組を進めていますが、大規模な工場等が土地利用転換する場合には、道路・公園等の都市基盤施設の改善や周辺市街地の環境改善の促進、周辺市街地との調和に配慮するよう、地区計画等を活用して、計画的な土地利用の誘導に努めています。</p> <p>工業地域における住宅建設への対応として、住宅系の用途のみに高さ制限を定めるなど、良好な市街地の居住環境を維持・保全する取組も進めています。</p> <p>今後、大規模な工場跡地の土地利用転換の計画が生じた際には、計画の初期段階から、このような制限への指導や地区計画などの的確な誘導を行ってまいります。</p>
都市アメニティ	駐輪場の整備の推進について、さらに新・増設し利用しやすくすることで自動車依存率を減らし、大気汚染による健康被害を減らしてほしい。なお、P16 の 4,045 台と P54 との整合性は図られているのか。	<p>駐輪場の整備については、駅周辺の放置自転車の改善のために計画的に整備してまいります。</p> <p>なお、P16 の 4,045 台は、一定規模以上の集客施設等を新築又は増築した施設設置者が整備した駐輪台数であり、P54 の約 51,950 台は、市が整備した駐輪台数を示したもので</p>
都市アメニティ	駐輪場の整備の推進について、設置箇所等が明記されていてわかりやすい。今後の計画や予定場所をもっと詳しく知りたい。	<p>今後の駐輪場の整備計画については、平成 23 年度に宿河原駅周辺を予定しております。</p> <p>また、平成 25 年度には、溝口駅南口広場や川崎区本町 1 丁目地内の旧水道営業所用地において、仮称東海道まちづくり文化・交流拠点施設との複合利用による駐輪場整備に向けて取り組みを進めています。</p>
都市アメニティ	鉄道交通の利便性の向上について、JR 川崎駅を含め、「バリアフリー新法」等により改善されつつあるが、実施されるまでの対応が遅い。もっと早く計画をたて、実施してほしい（JR 川崎駅の北口の通路やエレベーター化等）。	<p>本市では、これまでに JR 川崎駅を含めた市内の主要な鉄道駅及びその周辺地区的バリアフリー化を重点的かつ一体的に進めるため、バリアフリー法に基づく基本構想を策定し、基本構想に位置付けたバリアフリー化事業を進めてまいりました。本構想を策定していない地区においても、バリアフリー法の考え方を踏まえた推進構想を策定し、バリアフリー化を推進しております。</p> <p>なお、JR 川崎駅のエレベーターにつきましては、平成 22 年度に JR 東日本により設置が行われ、バリアフリー化が行われております。川崎駅北口自由通路につきましては、新たな改札口とあわせた北口自由通路の整備について、JR 東日本との協議・調整を進めており、平成 24 年度の工事着手を目指しております。</p>
都市アメニティ	自転車通行空間の整備について、幸区・鹿島田駅前（マルエツ）の時間制は良い例だと思う。もっと知らせたり、他の場所へも広げてほしい。	鹿島田駅の時間制駐輪場は、民間事業者による整備ですが、本市におきましても、短時間利用の駐輪場に対するニーズは、アンケート調査などで高いことから、買い物目的などで自転車を利用する人のための短時間利用駐輪場の導入について検討を行っております。

項目	市民意見要旨	対応措置
都市アメニティ	不要・不急な自動車交通を減らすとともに、もっと自転車や歩行者が安心して使用できる道路の整備を進めるべきです。自転車が多いことで知られるデンマークのグレーニンゲン市では、渋滞していた市中心部から自動車を追放、市民も商店街も共存・共栄しているとのことです。本市も、主要駅前や繁華街から、自動車は基本的に締め出すことを検討すべきです。	自転車通行環境整備につきましては、限られた道路空間を最大限に活用した整備方針を検討した上で、進めてまいりたいと考えています。

3 地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちに向けて

項目	市民意見要旨	対応措置
地球環境	地球温暖化対策推進条例が施行されたのに、いまだに対策の基礎とすべき市内の二酸化炭素濃度の測定値がないという事があつて良いものでしょうか。神奈川県は、不当にも測定を止めてしまいましたが、東京都は1993年から測定しています。川崎市も、当面南部と北部の各1カ所ずつ測定を開始すべきです。	二酸化炭素濃度の測定については、気象庁の測定データを活用することで対応が可能なものと考えており、今後もこれらのデータを活用していく予定にしております。
地球環境	温暖化の原因物質である、市内二酸化炭素の直接排出量の9割以上は臨海部の大工場で占められています。また、その大工場の殆どが、窒素酸化物など大気汚染公害の発生源と重なっています。従つて、温暖化の解決のためには従来の公害規制対策を講じることが、もっとも有効かつ抜本的な対策であると考えます。自主的規制や情報公開だけでは、不十分です。	平成22年4月に施行された「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」により、温室効果ガスの排出量が相当程度多い事業者が、温室効果ガスの排出量、排出量の削減目標、削減目標達成の措置などを記載した計画書等を市長に提出する「事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度」を導入しました。 本制度は、事業者が自ら目標を設定し、提出した計画書を市が公表することにより事業者の自主的な取り組みを促す制度ですが、計画書提出時の指導・助言や、必要に応じて報告や資料の提出を求め、立入調査などを行うことで温室効果ガスの排出量の削減に向けた措置が促進されるよう取り組んでおります。
地球環境	温室効果ガス排出量について、2007年度に算定方法の見直しが行われたため、1990年の基準量が2,537万トンから2,922万トンへ変更されています。京都議定書に基づく削減対策は90年基準で行っているのだから、従前の算定方法による排出量も併記しないと、基準を緩和したのではないかとの誤解を招きます。 なお、市民1人当たりの排出量は国民一人あたりの約1.9倍のことですが、本市の特徴を考えすれば、全体ではなく民生部門だけの一人あたりの排出量の比較にした方が良いと思います。	地球温暖化対策推進法の改正により温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の創設が図られたことなどから、より実態に近い温室効果ガス排出量の算定手法を採用することが可能となり、過去の温室効果ガス排出量についても新しい算定方法に基づき遡って再計算しております。 算定方法の見直しを行ったことにつきましては、市のホームページや報道発表資料等を通じて公表しておりますが、今後も情報提供に努めてまいります。 国においては、民生部門（国では家庭部門）だけの国民1人当たりの排出量は公表されておりません。こうしたことから、公表されている二酸化炭素排出量全体における1人当たり排出量の比較をしております。
地球環境	HFCとHFCs、PFCとPFCsの違いと物質の例示を、欄外及び用語索引に載せてほしい。	HFCとHFCs及びPFCとPFCsについては、それぞれ同じ意味で使用しております。御指摘を踏まえまして、表現を統一させていただきます。

項目	市民意見要旨	対応措置
地球環境	SF ₆ （六氟化硫黄）について、本文中に少しふれているが、聞きなれない物質名であり、どこに使われているのかなど、欄外及び用語索引に載せてほしい。	SF ₆ については、硫黄、フッ素から構成される化学物質で、変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体製造に使用されています。地球温暖化係数が大きく大気中の寿命も長いため、京都議定書において、削減対象ガスとして定められております。 年次報告書の表現については、市民の方にわかりやすい表現となるよう努めてまいります。
地球環境	「市内の温室効果ガス排出量」の表について、2007年度の総排出量と二酸化炭素の数値が「2009年度版年次報告書」と異なっている。暫定値であれば、欄外に記載しないとわかりにくい。また、基準年度の比較（%）は相変わらずわかりにくいので、数式の例を記載するなど工夫してほしい。	2010年度版年次報告書の市内の温室効果ガス排出量の表については、2007年度は確定値を、2008年度は速報値を載せております。速報値であることは、説明文の中で記載しておりますが、わかりやすくなるよう表現を工夫してまいります。 比較については、最新年度と基準年度の増減量を基準年度の数値で割り、パーセントで表示をしております。なお、年次報告書の表の数値については四捨五入で丸めており、一致しない場合があります。
資源・廃棄物	一般廃棄物の排出量は年々減少しているのに、産業廃棄物の方は横ばい傾向となっています。生産部門の難しさはあると思うが、引き続き減量化と再資源化率を高める施策を進めるべきです。なお減量化のため、例えば、排出量の多い上位10者の事業者名の公表等を実施してみてはどうか。	減量化と再資源化率を高める施策につきましては、平成23年度から平成27年度までの5年間を対象とした第5次川崎市産業廃棄物処理指導計画に基づき、推進してまいります。 また、事業者名の公表につきましては、廃棄物処理法において、産業廃棄物発生量が1,000トン以上（特別管理産業廃棄物にあっては、発生量が50トン）以上である事業場を設置している事業者に対して、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を提出させ、その情報を公表しております。平成23年度からは市のホームページにおいて公表いたします。
エネルギー	永続可能な社会の実現のため、今後エネルギー消費を抜本的に減らして行かなければならぬ。化石燃料に替わる、自然エネルギー・再生エネルギー採用の目標を、もっと引き上げ着実に実行して行く必要があります。	平成22年度に策定した「川崎市地球温暖化対策推進計画」において、12の基本施策のひとつに「再生可能エネルギー源等の利用」を掲げており、太陽エネルギーの利用量については、目標として2020年度までに2005年度比で30倍にすることとしております。 再生可能エネルギーに関しては、住宅用太陽光発電設備設置補助金や、学校・区役所等の公共施設への太陽光発電設備の率先導入などの施策を実施しており、目標達成に向けて取り組んでおります。

4 その他

項目	市民意見要旨	対応措置
その他	悪臭や騒音・建造物についての苦情発生件数は掲載されていますが、他の公害についての苦情発生件数も載せた方が良い。もっと、市民の声に耳を傾ける姿勢を示すべきです。	年次報告書では、計画目標の達成状況等の内容を記載しております。他の公害苦情の種類別・地区別発生件数については、環境局事業概要（公害編）に掲載しております。
その他	P10、P11、P12の各グラフが、見づらい。カラー（ダイジェスト版用）を白黒（報告書用）にしても見やすいよう工夫してほしい。	今回いただいた意見を参考に、今後作成するグラフ等については、見やすくなるよう検討してまいります。
その他	二酸化窒素濃度が対策目標値を満足した日数割合について、棒グラフ上の日数割合が見づらいので工夫してほしい。	今回いただいた意見を参考に、今後作成するグラフ等については、見やすくなるよう検討してまいります。

項目	市民意見要旨	対応措置
その他	「環境パートナーシップかわさき」について、公募人数はP48に記載されているが、この頁でも「市民公募等」と記載されているので、「(6人)」と入れることで、いつでも目につくようにしてはどうか。	今回いただいた意見を参考にして、市民の参加人数を記載するなど、わかりやすくするよう工夫してまいります。
その他	バス1日乗車券の利用促進とあるが、磁気式1日乗車券は廃止している。なぜか。	磁気式1日乗車券は使い捨てのため廃止させていただき、繰り返し利用することのできるICカード式の1日乗車券の利用を促進しています。
その他	広域的対応について、国へ「環境保全に関する提案書」を全国規模の会議から提出していることは、大変重要な事であり引き続きやってほしい。	今回いただいた意見を踏まえて、今後も必要に応じた国への提案・要望を行ってまいります。
その他	長期的評価及び短期的評価の説明を、欄外及び用語索引に載せてほしい。	今回いただいた意見を踏まえて、今後、環境基本計画年次報告書に記載するよう検討します。
その他	公共車両優先システムについて、特急バス（川崎駅と東扇島）の運行が「近年は運行本数も増えています」と記載されているが、具体的に現在の本数と増えている状況を明記すること。また、他の路線に広げる計画があるのか示してほしい。	市バスにおいては、公共車両優先システム導入当初、川崎駅と東扇島間の特急バスの運行本数は6本でしたが、平成16年のダイヤ改正により、7本に増発しております。なお、同システムは特急バスに限らず広く活用されております。 他路線への導入等につきましては、見込める効果と他の交通環境への影響を考慮しながら見極めていきたいと考えております。